

参考資料 1

次世代火山研究・人材育成総合プロジェクト
総合協議会（第1回）
H28.11.29

次世代火山研究・人材育成総合プロジェクト総合協議会設置要領（案）

平成28年11月29日
文部科学省研究開発局地震・防災研究課
文部科学省科学技術試験研究委託事業
「次世代火山研究・人材育成総合プロジェクト
の総合推進及び調査分析」受託事業者
株式会社潮見サービス

「次世代火山研究・人材育成総合プロジェクト（以下「総合プロジェクト」という。）」において、「次世代火山研究推進事業」及び「火山研究人材育成コンソーシアム構築事業」（以下「両事業」という。）の方針の調整、両事業の一体的な運営方針の調整等のため、「次世代火山研究・人材育成総合プロジェクト総合協議会（以下「総合協議会」という。）」を設置する。

（所掌）

- 第1条 総合協議会は、次の各号に掲げる事項を調査審議する。
- 一 両事業の方針の調整
 - 二 両事業の一体的な運営方針の調整
 - 三 総合プロジェクトの実施者が変更しようとする計画の承認
 - 四 総合プロジェクトを総合的に推進する上で必要となる課題を抽出し、課題の解決・改善を図る方法・仕組みについてまとめた、年次調査報告書に関する事項
 - 五 総合プロジェクトの成果等の普及及び情報の発信に係ることのうち、重要な事項
 - 六 その他総合協議会が必要と認める事項

（組織）

- 第2条 総合協議会は、総合プロジェクトのプロジェクト・リーダー（以下「PL」という。）、同総括担当プロジェクト・アドバイザー、同リスクコミュニケーション担当プロジェクト・アドバイザーのほか、外部有識者委員並びに次世代火山研究推進事業の火山研究運営委員会の主査及び課題Aの事業責任者、火山研究人材育成コンソーシアム構築事業の人材育成運営委員会の主査及びコンソーシアム代表機関の実施責任者等15人以内の委員で組織する。
- 2 総合協議会に、特別の事項を調査審議又は専門の事項を調査させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。
 - 3 総合協議会に、次世代火山研究推進事業の課題B、C、D、Eの事業責任者及び関係行

政機関等の職員をオブザーバーとして同席させることができる。

(外部有識者委員等の委嘱)

第3条 外部有識者委員は、火山に係る学識経験又は火山活動が及ぼす社会影響等について優れた識見を有する者のうちからPLが指名した者を、総合協議会の運営の補助を文部科学省から委託を受けた事業者（株式会社潮見サービス）（以下「受託事業者」という。）が委嘱する。

2 臨時委員は、当該特別の事項及び専門の事項に関し、火山に係る学識経験又は火山活動が及ぼす社会影響等について優れた識見を有する者のうちから、PLが指名した者を委嘱する。

(外部有識者委員等の委嘱期間等)

第4条 外部有識者委員の委嘱期間は、委嘱した日から当該年度末までとする。

2 外部有識者委員は、再委嘱することができる。

3 臨時委員は、その者の委嘱に係る当該特別の事項に関する調査審議又は専門の事項に関する調査が終了したときは、委嘱期間は終了するものとする。

4 外部有識者委員、臨時委員は、非常勤とする。

(座長)

第5条 総合協議会に、座長を置き、座長は、文部科学省研究開発局「次世代火山研究・人材育成総合プロジェクト」公募要領に基づき、PLが務める。

2 座長は、会務を総理し、総合協議会を代表する。

3 座長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

4 総合協議会は座長が招集する。

(議事)

第6条 総合協議会は、委員及び議事に關係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

2 総合協議会の議事は、委員及び議事に關係のある臨時委員で会議に出席した者の過半数で決し、可否同数のときは、座長の決するところによる。

(緊急時の特例)

第7条 座長は、緊急に会議の議を経ることが必要と認めるときは、前条の規定にかかわらず、書面の伝送処理等、適切な方法により、その意見を聴取し、また賛否を問い合わせ、その結果をもって、総合協議会の議決とできる。

2 前項の規定により議決された事項については、座長は、次に開かれる総合協議会において、当該議決の内容を報告しなければならない。

(庶務)

第8条 総合協議会の庶務については、速記録作成、会場設営・受付、資料印刷・配布、出

席者の出欠確認及びその他会議の諸費用に係る精算の庶務は受託事業者が処理し、その他の庶務は文部科学省研究開発局地震・防災研究課が処理する。

(雑則)

第9条 この要領に定めるもののほか、議事の手続その他総合協議会の運営に関し必要な事項は、座長が総合協議会に諮って定める。

附 則 本要領は平成28年11月29日から施行する。